伊万里市・有田町広域消防運営計画書

平成２５年　２月

伊万里・有田消防広域化協議会

目　次

はじめに

第1章　現状と課題

１　構成市町の概要

（１）伊万里市の概要 ----------1

（２）有田町の概要 ----------1

２　消防広域化の必要性 ----------2

３　県西部地区の人口推移 ----------3

４　消防本部及び署所の配置状況 ----------4

５　出動件数の推移 ----------7

６　予防体制 ----------8

第2章　消防広域化の効果

１　消防体制の強化

（１）現場到着時間の短縮 ----------9

（２）初動体制の強化 ----------10

（３）消防相互応援協定との違い ----------12

２　消防体制の基盤の強化

（１）高機能な車両及び資機材の整備 ----------13

（２）救急救命士の計画的養成 ----------13

（３）予防要員の専門化・高度化 ----------13

（４）適切な人事ローテーションによる組織の活性化 ----------13

３　財政負担の軽減 ----------14

第3章　広域化後の消防の円滑な運営確保に関する事項

１　基本的事項

（１）広域化の方式 ----------15

（２）広域化のスケジュール ----------15

（３）消防本部の名称 ----------15

（４）消防本部の位置 ----------15

２　組織

（１）消防本部の組織 ----------15

（２）消防本部の権限 ----------16

（３）署所の配置 ----------16

（４）署所の名称 ----------16
（５）定数 ----------16
（６）勤務形態 ----------17
３　人事、処遇
（１）定員配置 ----------17
（２）採用計画 ----------18
（３）身分 ----------18
（４）給与 ----------19
（５）諸手当 ----------20
（６）退職手当 ----------20
（７）給貸与品 ----------20
（８）福利厚生 ----------21
４　施設整備
（１）消防署所整備計画 ----------21
（２）消防車両更新整備計画 ----------21
（３）人事管理給与システム及び財務会計システム ----------21
（４）ネットワークシステム ----------21
５　経費
（１）負担割合 ----------22
（２）財産の帰属 ----------22
（３）返還債務 ----------24
６　消防署
（１）部隊運用 ----------24
（２）通信指令体制 ----------24
（３）通信指令システム ----------24

第4章　関係機関との連携確保に関する事項
１　連携
（１）消防団との連携体制 ----------26
（２）防災・国民保護担当部局との連携確保 ----------27
（３）医療機関との連携確保 ----------27

資料
伊万里・有田消防広域化協議会の組織図 ----------28

はじめに

近年、災害や事故の複雑化及び大規模化とともに、消防に対する住民ニーズが多様化している状況の下、あらゆる災害に迅速かつ的確に対応し、住民の生命、財産を確保するためには、地域における総合的な消防防災体制の充実強化を図る必要があります。

しかし、国や地方における厳しい財政状況が一層深刻化するとともに、少子高齢化が急速に進行するなど、消防行政を取り巻く環境は著しく変化しており、住民の安全と安心を守るためには、より効率的に強固な消防体制を構築することが喫緊の課題となっているところです。

このため、国においては市町村の消防の広域化による消防力の強化を推進する観点から、平成１８年に消防組織法を改正するとともに、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を策定しました。

これを受けて佐賀県では、県内の消防広域化を進めることとし、平成２３年５月に「佐賀県消防広域化推進計画」を策定して消防の広域化を推進する必要があると認められる市町の組合せを示されたところです。

その組み合わせのひとつである伊万里市と有田町は、お互いに連携して、安全で安心な地域社会を今後も継続していくことを目的とし、平成２４年４月１日に、伊万里・有田消防広域化協議会を設置しました。協議会では、消防の運営に係る調整方針や組織、運営費負担等について協議を行い、今般「伊万里市・有田町広域消防運営計画書」を策定したところです。

この広域消防運営計画は、消防組織法並びに伊万里市・有田町広域消防運営計画書作成に係る協議方針に基づき、円滑な消防事務の運営を確保するために必要な項目について、新消防本部を構成する両市町の総意のもとに策定したものです。

平成　２５年　２月　１日
伊万里・有田消防広域化協議会

会長 伊万里市長　塚部　芳和

第１章 現状と課題

１ 構成市町の概要

（1）伊万里市の概要

伊万里市は、佐賀県の西北部にあって、東松浦半島と長崎県北松浦半島の結合する位置にあり、伊万里湾が深く入り込んだ天然の良港を擁しています。江戸時代には焼き物の積出港として栄え、「伊万里」の名が世界に広まりました。今日では、伊万里湾総合開発を軸に大規模な臨界工業団地を造成し、造船、ＩＣ関連産業、木材加工業等集積により近代的な工業港として発展しており、東アジア諸国との国際物流の拠点化が進められています。

また、特産品として鍋島藩窯３００有余年の歴史と伝統を誇る伊万里焼をはじめ、伊万里梨、伊万里牛が全国的に有名です。窯業、農業のほかＩＣ関連産業や、造船・自動車部品の製造等が産業の基幹的役割を担っており、伝統産業と先端技術とが融和した特色ある都市づくりを目指しています。

（2）有田町の概要

有田町は佐賀県の西部に位置し、美しい景観を誇る田園地帯や黒髪連山など変化に富む豊かな自然に恵まれた温暖な気候の地域です。古くから焼き物の町として有名な有田町は、１６１６年に朝鮮人の陶工李参平らによって泉山に陶石が発見され、日本で初めて磁器が焼かれました。以来、佐賀藩のもとで、磁器生産が本格化し、谷あいに「有田千軒」と呼ばれる町並みが形成され、繁栄を極めました。この町並みは、現在も歴史的価値の高い建物が数多く残っており、１９９１年に国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されています。

また、有田町は「棚田」という特徴的な景観を持つ稲作地であり、県下有数の畜産地でもあります。有田焼の「器」と農業の「食」、両方の魅力を堪能できる有田町。伝統と歴史、豊かな観光資源を生かした町づくりに取り組んでいます。

2 消防広域化の必要性

近年の消防を取り巻く社会環境の変化に対応するため、国は、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る強固な消防体制の整備、充実を図ることが必要であるとしています。また、現在の市町村の財政運営面からも、小規模な消防本部においては出動態勢や車両、装備等の整備に限界があり、消防力を維持するには十分な体制とはいえないことから、消防の広域化を推進している状況にあります。

≪佐賀県消防広域化推進計画:5本部体制案と現況≫

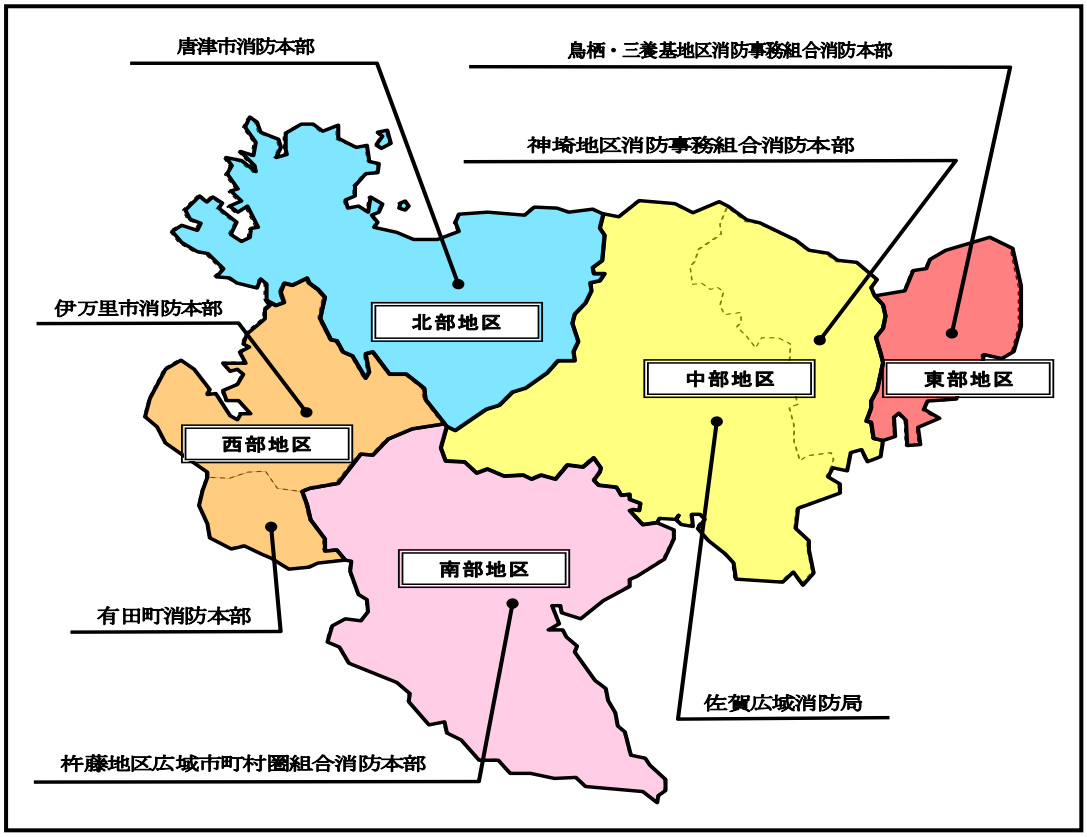

	消防本部名	管轄人口(人)	面　積(㎢)
中部地区	佐賀広域消防局 神埼地区消防事務組合消防本部	353, 003	794
東部地区	鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部	122, 903	159
北部地区	唐津市消防本部	135, 921	523
南部地区	杵藤地区広域市町村圏組合消防本部	163, 844	644
西部地区	伊万里市消防本部 有田町消防本部	78, 798	321

※出典データ ： 平成 24 年版消防現勢

３ 県西部地区の人口推移

近年の人口減少社会の到来は、伊万里市及び有田町にとっても例外ではなく、年々減少の一途をたどっており、それと同時に少子高齢化についても進んでいる状況です。

このような人口減少及び少子高齢化による年齢構成の変化は、生産年齢人口（15 歳～64 歳）の割合低下による財政基盤の脆弱化や高齢者人口の増加に伴う救急出動件数の増大など、消防行政の運営面においても影響を及ぼすことが予測されます。

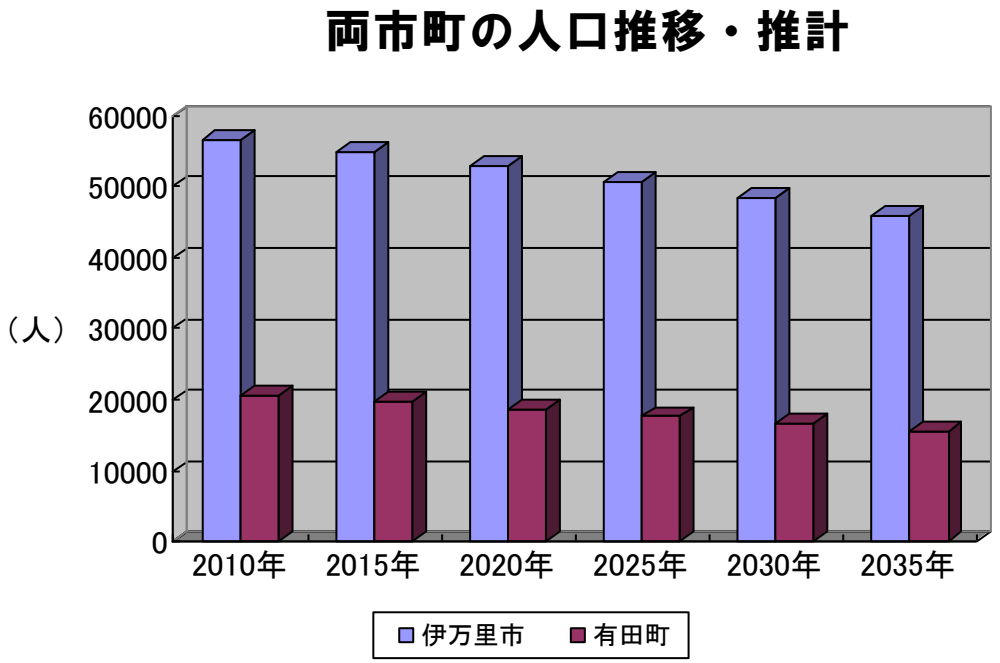

	2010 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年
伊万里市	57,754	54,924	52,841	50,610	48,310	45,883
有 田 町	21,729	19,772	18,715	17,616	16,506	15,397
合　　計	79,483	74,696	71,556	68,226	64,816	61,280

※出典データ ： 国立社会保障･人口問題研究所

4　消防本部及び署所の配置状況

①伊万里市の配置状況（1本部1署3分署）

名　　称	所　在　地
伊万里市消防本部（署）	伊万里市立花町1355番地3
伊万里市消防署　東分署	伊万里市大川町大川野宿3771番地1
伊万里市消防署　西分署	伊万里市山代町久原1637番地4
伊万里市消防署　北分署	伊万里市黒川町塩屋225番地1

②有田町の配置状況（1本部1署）

名　　称	所　在　地
有田町消防本部（署）	有田町南原甲940番地

③消防職員の状況

【平成24年4月現在】

区　分	職員数		階級別職員数					
	定員	実員	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士
伊万里市	96	86	1	6	26	24	15	14
有 田 町	43	40	1	3	11	6	3	16
合　計	139	126	2	9	37	30	18	30

④年齢構成

【平成24年4月現在】

区　分	25 歳以下	26～30 歳	31～35 歳	36～40 歳	41～45 歳	46～50 歳	51～55 歳	56 歳以上	平均年齢
伊万里市	2	9	10	19	11	12	14	9	40．6
有 田 町	12	5	2	5	8	0	4	4	36．6
合　計	14	14	12	24	19	12	18	13	39．3

⑤所属別配置職員数

【平成24年4月現在】

伊万里市消防本部（署）　86人	有田町消防本部（署）　40人
● 消防長 ● 副消防長（消防総務課長兼務） ● 署長（警防課長兼務） ○ 消防総務課　≪14人≫ ・管理係、庶務係、消防団係 ○ 警防課　≪21人≫ ・警防係、装備係、救急室（救急係・救急指導係）、通信指令1・2・3係 ○ 予防課　≪21人≫ ・建築指導係、査察係、火の用心係、危険物係 ◎ 東、西、北分署　≪計27人≫	● 消防長 ● 署長（警防課長兼務） ○ 総務課≪12人≫ ・経理係、庶務係 ○ 警防課≪15人≫ ・消防指導係、救急救助係 ○ 予防課≪11人≫ ・一般予防係、危険物係

⑥消防車両等

		水槽付ポンプ自動車	ポンプ自動車	救助工作車	はしご車	化学車	指令車	救急自動車	その他車両	合計
伊万里	本部（署）	1	2	1	1	1	1	3 （1）	5	15
	東分署		1					1	1	3
	西分署		1					1	1	3
	北分署		1					1	1	3
有田	本部（署）	2	1	1			1	3 （1）	3	11
合　計		3	6	2	1	1	2	9 （2）	11	35

※配置車両数のうち（　）は非常用車両

5　出動件数の推移

救急活動の現場では、出動件数の増加だけでなく、救急救命士の処置範囲の拡大に伴い、より高度な医療行為を求められるなど、業務量の増大に併せて、その内容も極めて高度化しています。また、消火及び救助活動においては、出動件数に大きな変化は見られませんが、緊急消防援助隊としての応援派遣などによる活動範囲の拡大のほか、建築物の高層化・大規模化により災害実態そのものが変化しており、このような現状にも十分対応できる人員体制、特殊車両及び高度な資機材の整備が求められています。

≪両市町を合計した出動件数の推移≫

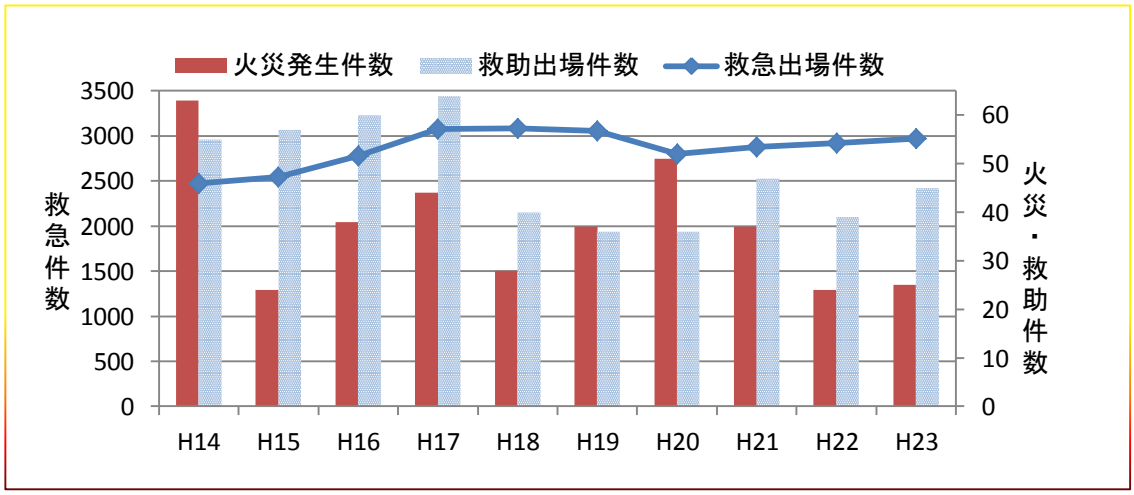

≪火災発生件数≫

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	平均
伊万里	41	21	27	25	15	26	40	26	15	19	26
有　田	22	3	11	19	13	11	11	11	9	9	12
合　計	63	24	38	44	28	37	51	37	24	28	38

≪救助出場件数≫

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	平均
伊万里	31	29	25	35	33	24	27	24	25	23	28
有　田	24	28	35	29	7	12	9	23	14	22	20
合　計	55	57	60	64	40	36	36	47	39	45	48

≪救急出場件数≫

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	平均
伊万里	1,841	1,888	2,051	2,295	2,351	2,305	2,081	2,069	2,152	2,217	2,125
有　田	606	656	727	780	731	754	718	810	766	753	730
合　計	2,447	2,544	2,778	3,075	3,082	3,059	2,799	2,879	2,918	2,970	2,855

６ 予防体制

火災の発生を未然に防ぐことや、被害を最小限に留めるということは、消防の最大の責務でありますが、現在、防火対象物や危険物施設に対する立入検査の実施率は低くなっています。今後は、予防行政上の観点からも、これらの不備・欠陥等を改善させるための指導体制を、早急に確立させることが大きな課題となります。

≪立入検査の実施状況≫

【防火対象物】

市町名＼年度		H19	H20	H21	H22	H23
伊万里市	防火対象物数	2,276	2,296	2,334	2,345	2,350
	立入検査数	391	477	466	411	476
	実　施　率	17%	21%	20%	18%	20%
有田町	防火対象物数	852	859	867	867	868
	立入検査数	185	214	263	221	168
	実　施　率	22%	25%	30%	25%	19%

【危険物施設】

市町名＼年度		H19	H20	H21	H22	H23
伊万里市	危険物施設数	258	248	247	249	243
	立入検査数	165	147	179	176	155
	実　施　率	64%	59%	72%	71%	64%
有田町	危険物施設数	50	45	44	45	48
	立入検査数	42	45	44	39	45
	実　施　率	84%	100%	100%	87%	94%

第2章 消防広域化の効果

1 消防体制の強化

（1）現場到着時間の短縮

広域化後は、管轄区域を適正化し、災害地点（地区）に最も近い署所からの出動を原則とした出動計画を策定することによって、現場到着時間の短縮を図ることができます。

≪例図 ①≫

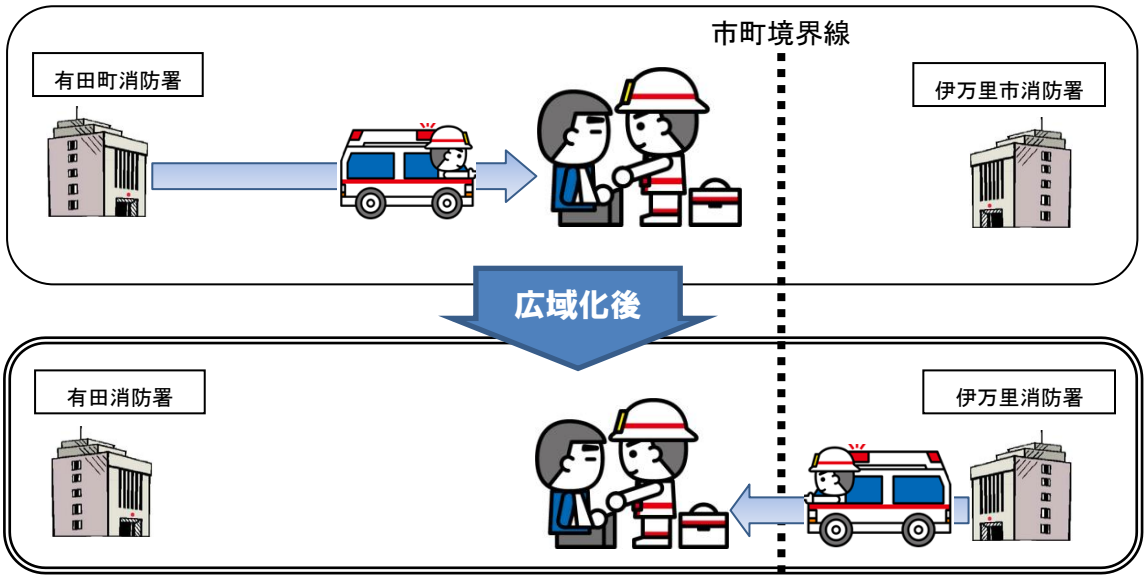

≪例図 ②≫

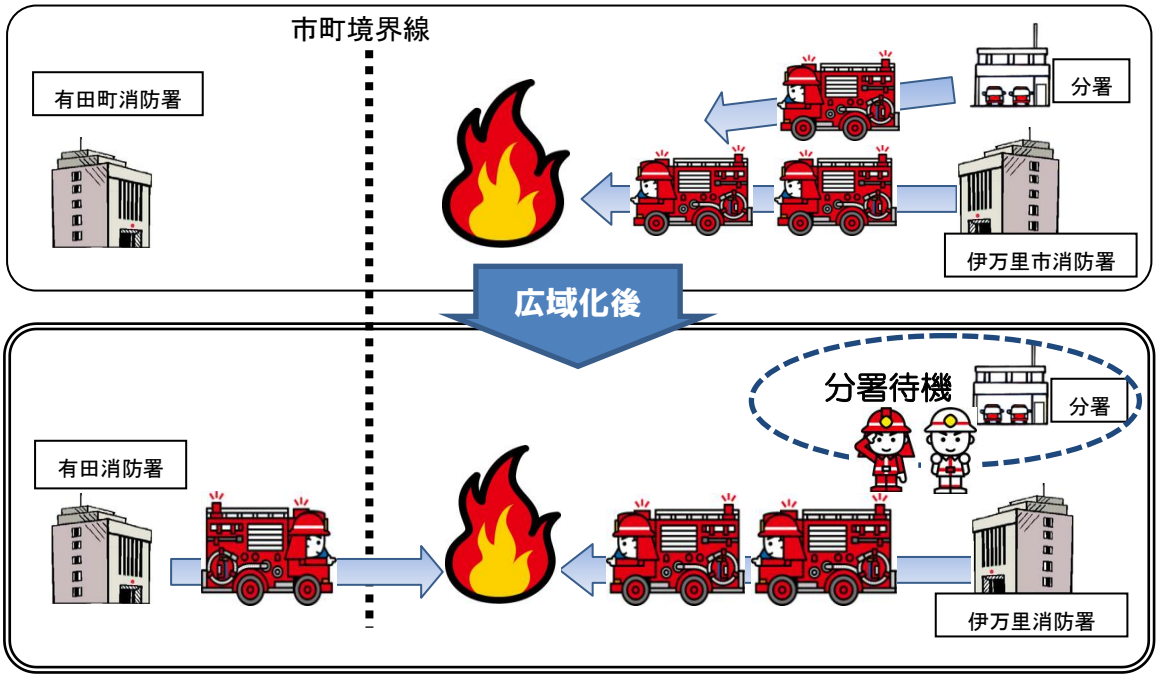

≪例図③≫

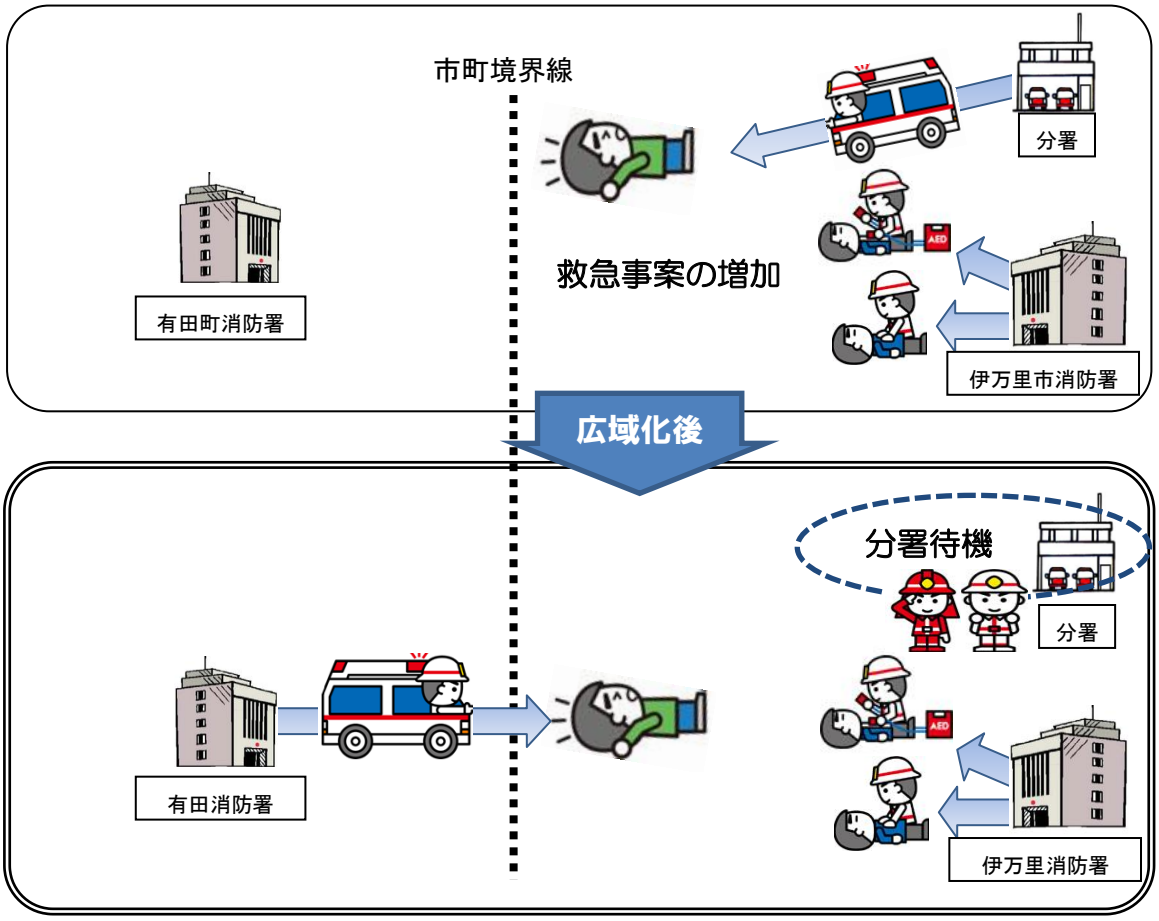

管轄区域と出動計画を見直すことで、災害現場により近い署所から消防隊等を出動させることは、現場到着時間の短縮だけではなく、これまで出動していた署所の消防隊等を二次的災害に備えて待機させることが可能となり、厚みのある消防体制を構築することができます。

（2）初動体制の強化

災害活動においては、初期の段階でいかに迅速かつ多くの消防力（人員・車両）を投入できるかによって被害の軽減を図ることができます。

消防の広域化により、初動体制（第１出動）における出動部隊数が増加することで消防力が大きく強化され、延焼の恐れのある大規模な火災や、多数の傷病者が発生する救急事案等に対し、消防活動を円滑に行うことが可能になります。

≪例図④≫

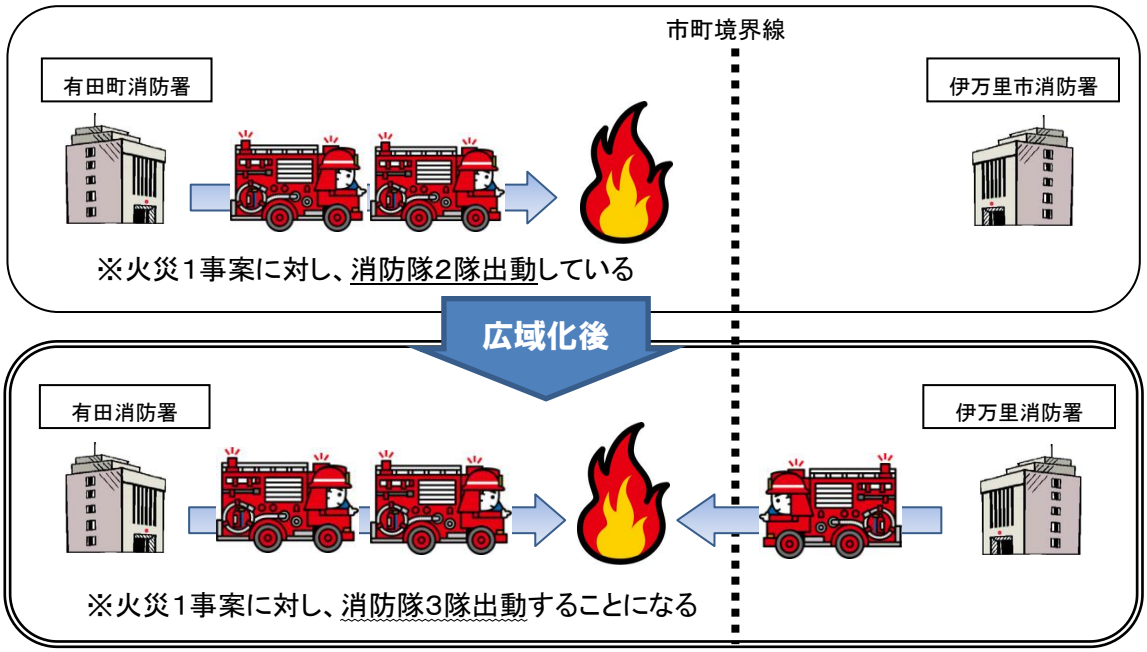
市町境界線
有田町消防署
伊万里市消防署
※火災1事案に対し、消防隊2隊出動している
広域化後
有田消防署
伊万里消防署
※火災1事案に対し、消防隊3隊出動することになる

≪例図⑤≫

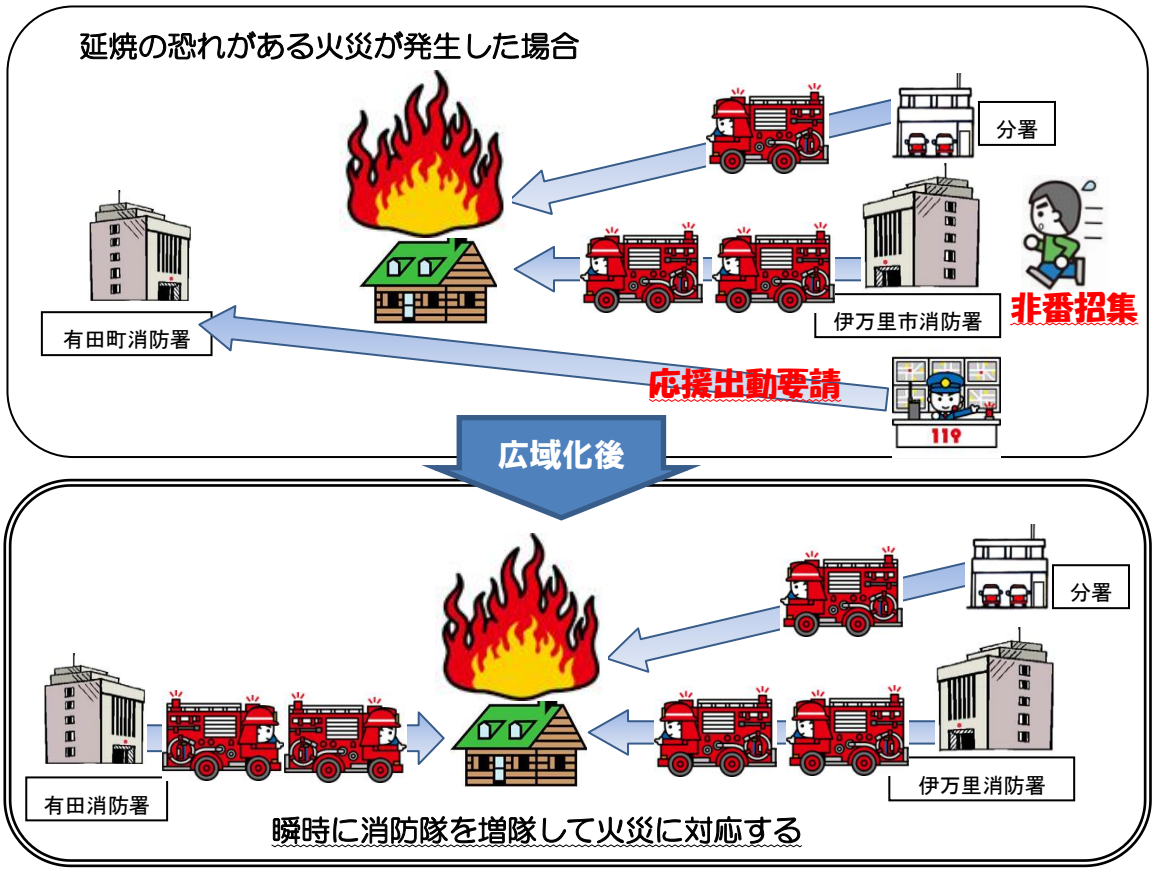
延焼の恐れがある火災が発生した場合
分署
非番招集
有田町消防署
伊万里市消防署
応援出動要請
119
広域化後
分署
有田消防署
伊万里消防署
瞬時に消防隊を増隊して火災に対応する

（3）消防相互応援協定との違い

【消防相互応援協定の場合】

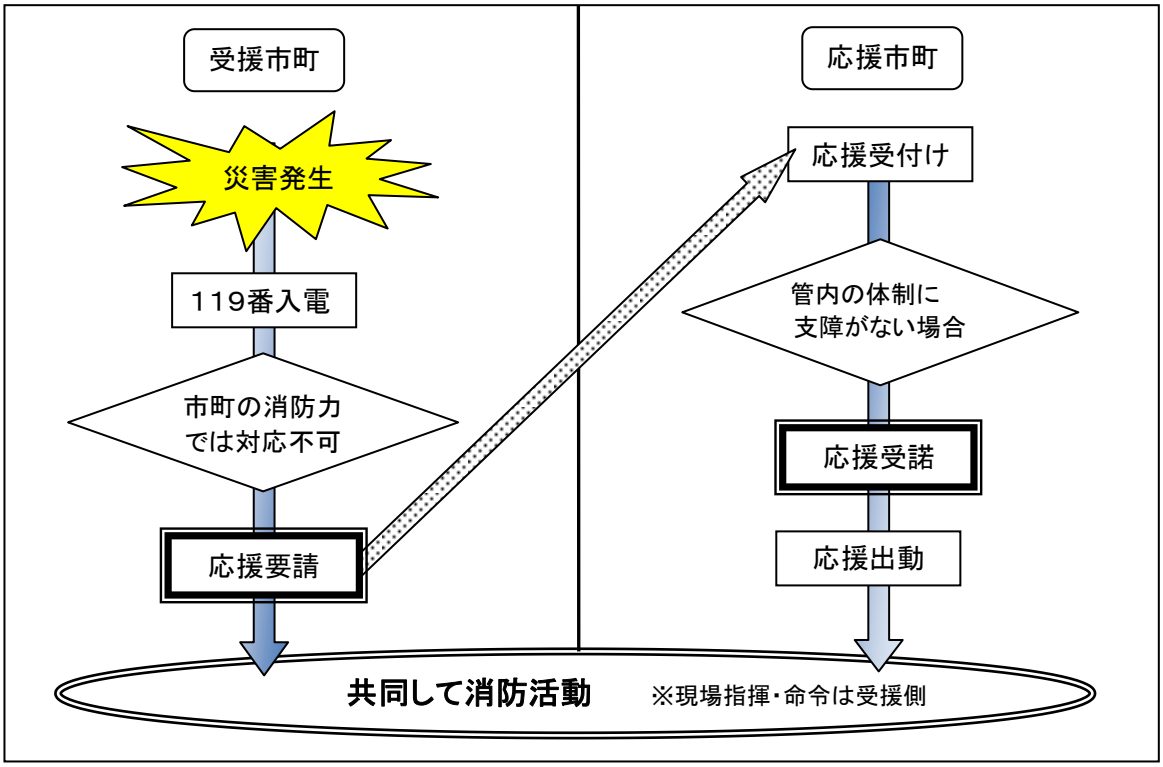

【広域化した場合】

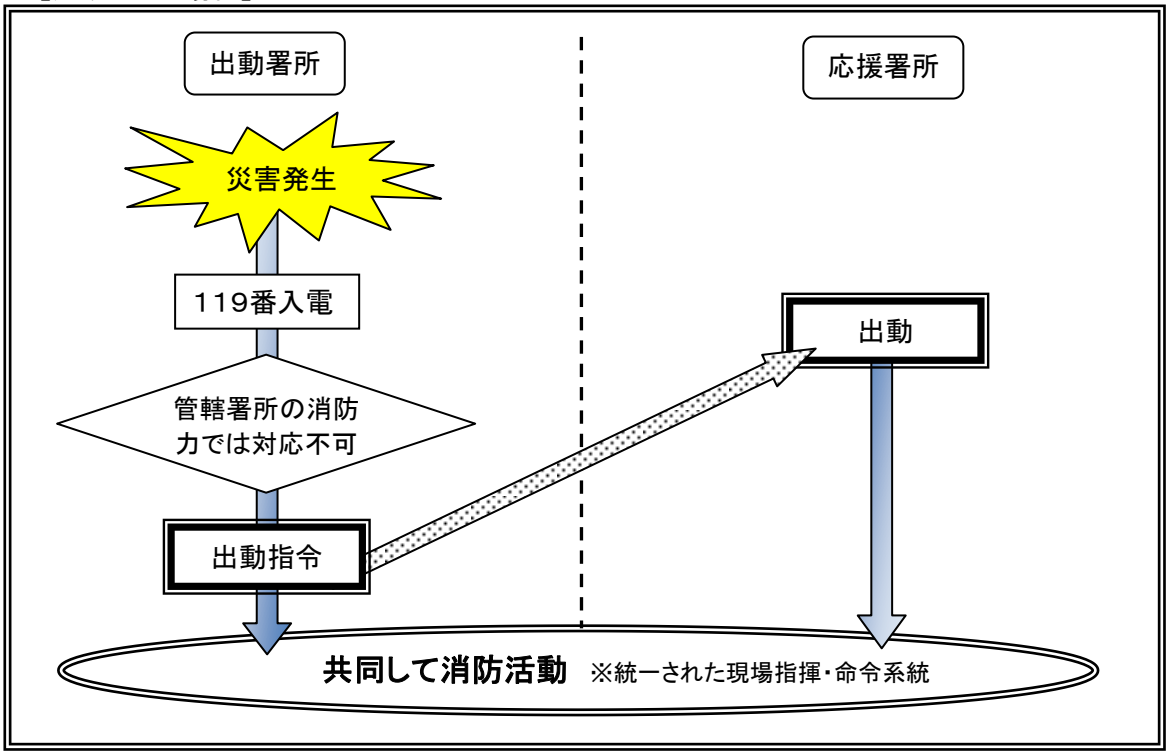

2 消防体制の基盤の強化

（1）高機能な車両及び資機材の整備

小規模な消防本部では、車両、資機材の整備や職員数の確保に限界がありますが、広域化によって生ずる財政的な効果を活用し、特殊車両や高機能な資機材を効率的に整備することが可能になり、さらに消防力の向上に繋がることが期待できます。

（2）救急救命士の計画的養成

救急業務に対する住民ニーズが年々高度化している状況の下、更なる救命率の向上を図るためには、救急救命士の数を充実させていくことが必要です。広域化後は、職員を効率的に配置することで、研修のための長期派遣や、救急救命士の計画的な養成を図ることができます。

≪両市町の救急体制の現況≫

	伊万里市消防本部	有田町消防本部
救急救命士の人数	16人 本部：10人（うち日勤者1人） 西分署3人、北分署3人	8人 （交替勤務者のみ）
うち気管挿管認定救命士	6人	5人
うち薬剤投与認定救命士	12人	7人
救急自動車の台数	6台 （うち高規格救急自動車4台）	3台 （うち高規格救急自動車2台）

（3）予防要員の専門化・高度化

現在は、防火対象物や危険物施設に対する立入検査の実施率は低下していますが、広域化に伴い、本部の予防課担当職員を増員することで、予防業務の強化を図りながら、立入検査の実施率を向上させ、法令違反の改善を推進していきます。

（4）適切な人事ローテーションによる組織の活性化

人員規模の拡大に伴い効果的な人事ローテーションが可能となり、職員個々の業務対応能力の向上と組織の活性化が期待されます。また、各部署に配置される職員年齢の平準化が可能となり、バランスのとれた組織構成が構築できます。

〔広域化前〕

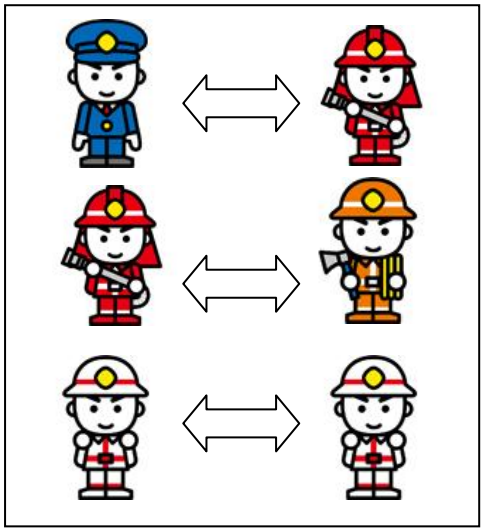

●人事の硬直化、不均衡な年齢構成

〔広域化後〕

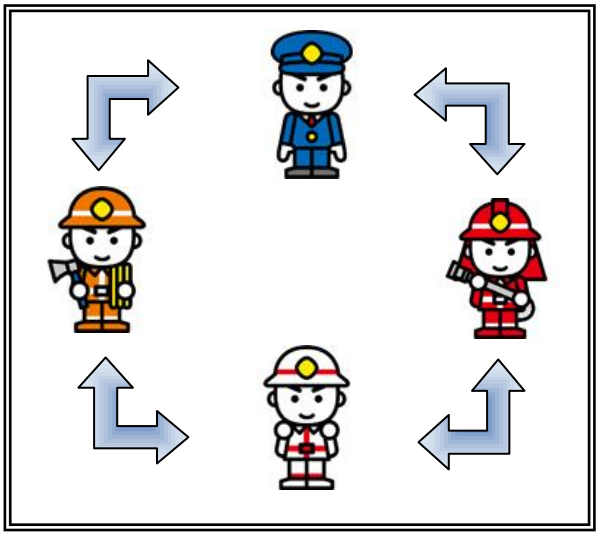

◎人事ローテーション確立、年齢構成の平準化
◎職員の資質・能力の向上

3　財政負担の軽減

消防活動を行う上で必要となる通信指令装置や無線設備、特殊車両等の各種資機材については、消防本部ごとに保有していることから、重複投資となっている部分もあります。

広域化によって両市町の消防本部が統合されることで、こうした特殊消防資機材等の重複投資が回避でき、高度な資機材の計画的かつ効率的な整備が可能となります。特に消防救急無線デジタル化と通信指令装置の整備において、広域化のメリットを活かすことで大幅な経費の削減が期待されるところです。

消防救急無線デジタル化及び通信指令装置整備費用（概算）の試算　【単位：千円】

	単独整備費		共同整備費	単独保守費		共同保守費
	伊万里	有田	伊万里・有田合計額	伊万里	有田	伊万里・有田合算額
無線デジタル化	268,176	182,527	360,933	7,888	5,105	8,498
通信指令装置	234,904	74,287	206,123	10,766	2,864	10,307
合　計	503,080	256,814	**567,056** **△192,838** **（75%）**	18,654	7,969	**18,805** **△7,818** **（71%）**

※（　%）の数字は単独で整備する場合を基準とし、共同で整備する場合の費用の比率

第3章 広域化後の消防の円滑な運営確保に関する事項

○計画策定の趣旨

本計画は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３４条の規定に基づき、「佐賀県消防広域化推進計画」（平成２３年５月策定）で定めた広域化対象市町である伊万里市及び有田町の地域において、広域化後の消防の円滑な運営を確保するため、必要となる基本的な事項を定めることとします。

１ 基本的事項

（1）広域化の方式

両市町の広域化の方式には、地方自治法に定める一部事務組合、広域連合、事務委託がありますが、両消防本部の現状に鑑み、「一部事務組合」方式を採用します。

（2）広域化のスケジュール

広域化の開始は、「平成２６年４月１日」とし、広域化のメリットを早期に実現して消防力の充実強化を図るとともに、住民へ安全・安心な生活の提供を目指します。

また、広域化の開始に合わせて、消防救急デジタル無線や通信指令装置の計画的な整備を行ないます。

（3）消防本部の名称

「伊万里・有田消防本部」とします。

（4）消防本部の位置

両市町の管轄区域が同一となるため、両市町のほぼ中心に位置している現在の伊万里市消防本部の位置「伊万里市立花町１３５５番地３」とします。

２ 組織

（1）消防本部の組織

消防本部の組織体制は、現在両消防本部で行っている本部業務を一元化します。広域化後は、管轄規模の拡大に併せて救急体制の強化及び円滑化を図るために、新たに「救急課」を加えた４課制とします。また、有田消防署については、本部業務を一元化した後は、署業務のみを行うこととなり、３課制で消防事務の運営を図ります。

○ 伊万里・有田消防本部（伊万里消防署）

■総務課	■警防課	■救急課	■予防課

○ 有田消防署

■消防1課	■消防2課	■消防3課

（2）消防本部の権限

管理者、副管理者、消防長、消防署長等の権限を明確にし、消防本部が伊万里市に置かれることで住民サービスの低下を招かないよう、組合例規により必要な事項を定めます。

（3）署所の配置

消防署所の位置は、それぞれ現行のとおりに維持し、２署、３分署とします。

（4）署所の名称

消防署所の位置に変更がないことや、住民にわかりやすく、混乱を招かないよう配慮する必要があるため、消防署所の名称は、現在の名称を継承します。ただし、市町の文字は削除することとします。

（旧名称）		（新名称）
■伊万里市消防署	⇒	□伊万里消防署
■有田町消防署	⇒	□有田消防署
■伊万里市消防署東分署	⇒	□伊万里消防署東分署
■伊万里市消防署西分署	⇒	□伊万里消防署西分署
■伊万里市消防署北分署	⇒	□伊万里消防署北分署

（5）定数

両市町の消防職員数は、現在の両市町の実員数である１２６人（伊万里市８６人、有田町４０人）を基準とします。しかし、大量退職による消防力の一時的な低下や、救急救命士養成等の長期職員派遣の諸事情を見込み、基準人員数を確保するために必要と見込まれる「１３０人」を職員定数とします。

（6）勤務形態

両消防署の交替勤務者の勤務形態は、伊万里市が三部制、有田町が二部制と異なる形態となっていますので、広域化後の勤務形態は、「三部制」で統一します。三部制の大きなメリットとしては、下記のものが考えられます。

① 三部制の勤務形態は、消防隊の部隊編成が常時固定されるため、現場活動に有利である。

② 夜間勤務を伴う交替勤務職員に対して労務管理が行いやすい。

③ 昼勤日に消防検査や予防査察及び各種訓練等を実施することができるため、時間外勤務の縮減につながる。

3 人事、処遇

（1）定員配置

広域化後の定員配置については、本部業務が一元化することや各種災害の発生状況等を考慮し、住民への消防サービスに格差が生じないよう適正な人員を各署所に配置します。

≪現在の職員配置数≫

現状（平成24年4月1日）		
伊万里市消防本部（署）	消防長、副消防長、署長	3
	消防総務課	14
	警防課	21
	予防課	21
	合計	59
有田町消防本部（署）	消防長、署長	2
	総務課	12
	警防課	15
	予防課	11
	合計	40
分署	東分署	9
	西分署	9
	北分署	9
	合計	27

≪広域化後の職員配置数（案）≫

広域化時（案）		
消防本部（伊万里消防署）	消防長、次長、署長	3
	総務課	62
	警防課	
	救急課	
	予防課	
	合計	65
有田消防署	署長	1
	消防1課	33
	消防2課	
	消防3課	
	合計	34
分署	東分署	9
	西分署	9
	北分署	9
	合計	27

（2）採用計画

職員の採用については、退職者に伴う欠員や適正な定員管理に基づき、広域化を契機に採用計画を策定します。また、今後１０年間の退職予定者数が合計で２８人となっており、その退職者数は年度によって差があることから、新規採用者数は可能な限り平準化し、職員の年齢構成について均衡を図ることとします。

また、経験豊富な職員の大量退職に伴い、職員全体の知識・技術の低下を招かないような消防組織を構築していくことも重要な課題と言えます。

≪両市町における年度ごとの退職予定者数≫

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	合計
伊万里	4	0	2	0	2	0	6	4	2	3	23
有　田	1	0	1	1	0	0	2	0	0	0	5
合　計	5	0	3	1	2	0	8	4	2	3	28

（3）身分

広域化後の身分取扱いについては、職員に不安を与えることなく、また不満を抱かせることがないよう細心の注意を払う必要があります。また、広域化後の身分の取扱いが現行より悪くならないように配慮したうえで、伊万里市及び有田町の消防職員は、それぞれの市町を退職し、消防組合で採用することとして身分を統一します。

また、広域化後は、「消防吏員の階級の基準（昭和37年消防庁告示第6号）」に基づく階級とし、消防長の階級を消防監とし、組織に合せて階級及び補職を配置します。

≪両消防本部（署）の階級と補職の現況≫

	伊万里市消防本部（署）	有田町消防本部（署）
消防司令長	消防長	消防長
消防司令	副消防長、署長、課長、副課長	署長、課長
消防司令補	副課長、係長、主査	副課長、主査
消防士長	主査、係員	課員
消防副士長・消防士	係員	課員

≪消防吏員の階級の基準:昭和37年消防庁告示第6号≫

消防本部の規模	消防長の階級	消防長以外の階級	県内消防の状況
特別区（東京消防庁）	消 防 総 監	消防司監、消防正監、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長、（消防副士長）、消防士	
政 令 指 定 都 市	消 防 司 監	消防正監以下同じ	
消防吏員数200人以上又は人口30万人以上	消 防 正 監	消防監以下同じ	佐賀広域消防局 杵藤地区消防本部
消防吏員数100人以上又は人口10万人以上	消　防　監	消防司令長以下同じ	鳥栖･三養基地区消防本部 唐津市消防本部
そ　の　他	消防司令長	消防司令以下同じ	伊万里市消防本部 有田町消防本部

（4）給与

給料表については、両消防本部とも行政職給料表で統一していますが、それぞれの市町の給料表に準じていることから、伊万里市は７級制で、有田町は６級制となっています。

≪給料表の級別職務分類表≫

	伊万里市消防本部	有田町消防本部
1級	係　員	消　防　士
2級	係　員	消防副士長
3級	副　主　査	消 防 士 長
4級	係長、主査	消防司令補
5級	副　課　長	消 防 司 令
6級	課　長	消防司令長
7級	部　長	―

広域化後の給料表は、行政職給料表７級制に統一して、格付けを行い、現在受けている給料を保障しつつ、伊万里市の方式とします。また、給料格差の調整については、両市町の財政状況はもとより、地域住民の理解を得るためにも一定の時間をかけながら解決を図ります。

（5）諸手当

諸手当については、おおむね両消防本部に共通している現状を考慮し、諸手当の種類、額及び支給基準は、広域化までに統一することとします。

（6）退職手当

退職手当については、当分の間、広域化前に各市町で採用されていた職員については、それぞれの市町で負担し、広域化後に消防組合で採用された職員の退職手当については、前年度の基準財政需要額の割合で負担することとします。

（7）給貸与品

両消防本部においては、給貸与品の仕様や貸与年数等が異なっていることから、広域化を契機に年次的かつ計画的に統一を図ります。

しかし、両市町の財政面における負担軽減の観点から、統合前に貸与された物品は、当分の間は使用できることとします。

≪両市町の給貸与品一覧≫

	伊万里市消防本部	有田町消防本部
支給品目	帽子及び略帽	制帽、略帽、アポロキャップ
	冬用制服	冬用制服
	夏用制服	夏用制服
	外套、雨衣	防寒ジャンバー
	活動服、救急服	活動服、救助服
	靴	防火衣一式
	保安帽	バンド、ネクタイ
	現場長靴	短靴、ゴム長靴、編上げ靴
	現場手袋	手袋
	階級章、襟章	消防手帳
	消防長章	階級章
	消防手帳	警笛

（8） 福利厚生

佐賀県市町村職員共済制度、地方公務員災害補償制度、安全衛生制度及び消防職員委員会等の公的に取り組んでいる制度については、関係法規に基づいて継続することで職員に不利益や不安を与えないようにします。また、職員互助制度については、職員の意見を集約しながら調整を図ることとします。

4 施設整備

（1）消防署所整備計画

両市町の消防署所の現状から考えると、現在のところ、庁舎自体の建て替えは不要と考えられます。しかし、各署所において、定期的に補修や劣化調査及び耐震検査等を実施し、防災拠点としての機能維持に努めます。

また、消防業務は２４時間勤務という特性があり、健康管理の観点から、更衣室・仮眠室の改修など、各署所における職務環境の充実に向けての検討も行うこととします。

（2）消防車両更新整備計画

現在、保有している車両や資機材の供用可能年数について、両市町間で差異があるため、広域化後に適正な配備車両数などを勘案し、車両更新年数の統一など、計画的な整備を目指します。

また、単独消防では整備できなかった高度な資機材等の導入についても、中長期的な整備計画を策定し、各署所へ適正に配置します。

（3）人事管理給与システム及び財務会計システム

現在は、それぞれの市町が導入しているシステムを利用し、所管課の支援を受けて業務を行っていますが、広域化後は消防組合単独でシステムを運用していく必要があることから、広域化までに新たなシステムを導入し、円滑な業務履行に努めることとします。

（4）ネットワークシステム

現在、伊万里市においては、署所間に業務用連絡回線と災害時指令回線等によるネットワークを組み、連絡体制を構築している現状にあります。

広域化までに、本部及び各署所に庁内ＬＡＮを含めた消防組合独自のネットワークシステムを構築し、消防事務の円滑化及び災害対応力の強化を図ることとします。

5 経費

（1）負担割合

消防組合は、税収や地方交付税の財源を有しないため、消防事務に係る経費については、主に両市町の負担金をもって充てられることになります。その両市町の負担割合として、職員の人件費については当面の間、各市町でそれぞれ負担し、一部事務組合を運営するために必要となる初期投資費用を含むそれ以外の経費（通信指令装置、消防救急デジタル無線整備費用及びその他の消防組合運営費等）については、組合規約に定める負担割合によることとします。

≪両市町の過去の歳出決算状況≫

項目		一般会計歳出決算				
		市町分	消防費		うち常備消防費	
年度		決算額（千円）	決算額（千円）	一般会計に占める割合(%)	決算額（千円）	消防費に占める割合(%)
伊万里市	H19	23,337,933	959,197	4.1	869,724	90.7
	H20	20,269,701	780,460	3.9	695,591	89.1
	H21	23,005,225	769,421	3.3	684,826	89.0
	H22	22,532,588	753,275	3.3	666,278	88.5
	H23	22,843,111	795,386	3.5	693,725	87.2
有田町	H19	9,084,221	407,889	4.5	353,900	86.8
	H20	9,117,243	399,538	4.4	338,935	84.8
	H21	9,585,427	403,043	4.2	354,747	88.0
	H22	10,003,062	393,782	3.9	351,257	89.2
	H23	9,477,020	397,901	4.2	327,368	82.3

（2）財産の帰属

庁舎敷地等の土地に関しては、他の用途にも利用できる性質であるため、両市町からの無償貸与とします。一方、庁舎等の各施設や車両を含めた物品に関しては、用途が限定されることや、これらの維持管理や更新計画の策定については、現状を熟知している消防組織で実施する必要がありますので、消防組合へ無償で譲渡することとします。

≪主な無償譲渡対象の庁舎等≫

伊万里市	有田町
●伊万里市消防本部（署） ・敷地面積 13,747㎡、延面積 1,310㎡ ●伊万里市消防署　東分署 ・敷地面積 856㎡、延面積 195㎡ ●伊万里市消防署　西分署 ・敷地面積 659㎡、延面積 214㎡ ●伊万里市消防署　北分署 ・敷地面積 1,258㎡、延面積 205㎡ ●無線基地局 ・敷地面積 26㎡、延面積 9.8㎡	○有田町消防本部（署） ・敷地面積 3,502㎡、庁舎面積 523㎡ ○第２車庫　※庁舎と同一敷地 ・延面積 126㎡ ○仮眠室　※庁舎と同一敷地 ・延面積 123㎡

≪主な無償譲渡の緊急車両≫

No.	伊万里市		有田町	
	車両名	規格等	車両名	規格等
1	水槽付ポンプ車	水-Ⅱ型　H15配置	水槽付タンク車	水-Ⅱ型　H14配置
2	ポンプ車	CD-Ⅰ型　H16配置	水槽付タンク車	Ⅰ-A型　S63配置
3	ポンプ車	CD-Ⅰ型　S61配置	ポンプ車	CD-Ⅰ型　H19配置
4	化学車	Ⅱ型　S56配置	救助工作車	Ⅰ型　H5配置
5	救助工作車	Ⅱ型　H24配置	司令車	トヨタ　H18配置
6	はしご車	30M級　H9配置	パトロール車	トヨタ　H15配置
7	指令車	三菱　H23配置	救急1号車	高規格　H17配置
8	連絡車	トヨタ　H5配置	救急2号車	高規格　H24配置
9	救急1号車	高規格　H11配置	救急予備車	2B型　H7配置
10	救急6号車	高規格　H21配置		
11	救急4号車	2B型　H7配置		
12	ポンプ車　※東分署	CD-Ⅰ型　H10配置		
13	救急3号車　※　〃	2B型　H14配置		
14	ポンプ車　※西分署	CD-Ⅰ型　H11配置		
15	救急2号車　※　〃	高規格　H17配置		
16	ポンプ車　※北分署	CD-Ⅰ型　H12配置		
17	救急5号車　※　〃	高規格　H18配置		

（3）返還債務

債務及びリース契約等については、広域化前の両市町における財産等の取得目的に変化が生じないことから、債務の償還に係る財政負担については、原則的に承継しないこととします。

しかし、広域化後に共有して使用する物件等に係る債務については、債務を承継することによって生じる課題及び各市町への影響を把握し、広域化までに両市町間で慎重に協議を行います。

６ 消防署

（1）部隊運用

広域化までに出動体制や出動区域の運用を見直すことで、出動部隊数の増隊と現場到着時間短縮のメリットを発揮し、被害の軽減及び災害対応力の強化を実現できる部隊運用計画を策定します。

（2）通信指令体制

現在、両市町の消防本部ごとに行っている通信指令業務について、広域化後は、消防本部となる伊万里市において業務の一元化を図ることにより、効率的な運用と現場対応力の強化を図ることが可能になります。

（3）通信指令システム

広域化後は、管轄区域が同一となることから、１１９番通報の受信のほか、無線統制台、発信地表示装置などを含む、万全の通信機能が求められますので、管轄人口に見合った通信指令装置を整備する必要があります。このため、広域化までに下記の事項に取り組み、住民に対する消防サービスの向上を図ることとします。

① 広域化に伴い新規に通信指令装置を整備し、消防救急無線と併せて統一した通信指令室の運用を図る。

② 通信指令室は、広域化後の本部となる現在の伊万里市消防本部庁舎内に設置する。なお、新規に導入が必要となる通信指令装置と構成機器等を収納するスペースが手狭になることから、現在の通信指令室を一部増改築して対応する。

③ 消防救急無線のデジタル化についても、通信指令装置と併せて平成２６年４月１日の新消防体制の発足までに整備完了を目指す。

④　有田町に設置されている防災行政無線については、遠隔装置を本部の通信指令室に設置することで、２４時間対応できる防災体制を構築する。

なお、消防救急無線については、電波法関係審査基準の改正（平成１５年１０月）により、現在、両消防本部で使用しているアナログ無線を平成２８年５月３１日までにデジタル波に切り替えることになっています。しかし、広域化に併せて平成２５年度に整備をすることで、全国的に工事が集中することが見込まれる平成２６、２７年度工事を避けることができ、デジタル化移行に伴う不測の事態が起きた場合の対応にも時間的な余裕が生じるなど、財政面以外の効果も期待できます。

第4章 関係機関との連携確保に関する事項

1 連携

（1）消防団との連携体制

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという性格上、広域化の対象ではなく、これまでどおり消防力の整備指針第３７条に基づいて一市町に一団の配置となり、消防団事務の所管については、それぞれの市町の事務となります。

しかし、災害発生時における現場活動での連携や、これまで培ってきた消防団事務のノウハウを考えた場合、事務に精通し消防団との交流が深い消防署において行うことが効率性に優れていると考えられます。

このため、消防団事務を担当する消防組合の職員を構成市町の職員として併任し、消防署で事務を行うことで地域密着性を維持しながら、災害が発生した場合でも的確に対応できる消防体制を確保することが可能になります。

●伊万里市消防団　　定数1，020名

No.	分 団 名	部数	実員
1	本　　部	1	26
2	伊 万 里	3	40
3	牧　　島	6	72
4	大　　坪	10	124
5	大 川 内	5	63
6	黒　　川	5	86
7	波 多 津	8	98
8	南 波 多	6	90
9	大　　川	7	91
10	松　　浦	5	80
11	二　　里	5	66
12	東 山 代	6	85
13	山　　代	6	86
合　計		73	1，007

※データは、平成24年4月1日 現在

○有田町消防団　　定数540名

No.	分 団 名	部数	実員
1	本　部	1	29
2	第1分団	4	97
3	第2分団	6	148
4	第3分団	4	113
5	第4分団	4	138
合　計		19	525

【両市町消防団の積載車数】

●伊万里市　⇒　６８台
●有田町　　⇒　２９台

【両市町消防団の小型動力ポンプ数】

○伊万里市　⇒　７３台
○有田町　　⇒　３０台

（2）防災･国民保護担当部局との連携確保

防災・国民保護業務については、住民の安全・安心の確保が最も重要であり、両市町が策定している防災計画、国民保護計画において消防の役割が明記され、連携体制が確保されている現状にあります。

広域化後も消防本部と構成市町の防災・国民保護担当部局との緊密な連携確保が引き続き必要ですので、定期的に開催されている連絡会議や災害対策本部等に構成市町の併任辞令を受けた消防組合の幹部職員を参画させて連携体制を継承します。

（3）医療機関との連携確保

救急業務は、住民の生命及び身体を事故や災害、疾病などから守り安全・安心の社会を確保するという住民にとって必要不可欠な消防サービスとして定着しています。このため、円滑な救急搬送と医療機関側の受入れ体制の構築には、消防機関と医療機関の連携が必要不可欠です。

現在、両市町の消防本部は、定期的に医療機関との救急症例検討会等を開催し、救急隊と医療スタッフとの連携を逐次確認していますので、広域化後においても、現在の連携体制を継続するとともに、迅速・的確な救急体制を確立し、住民サービスの向上を目指します。

また、救急救命士の特定行為に対する指示助言及び病院実習に関する契約についても、広域化開始までに調整を図り、新たに消防組合と契約を締結することとします。
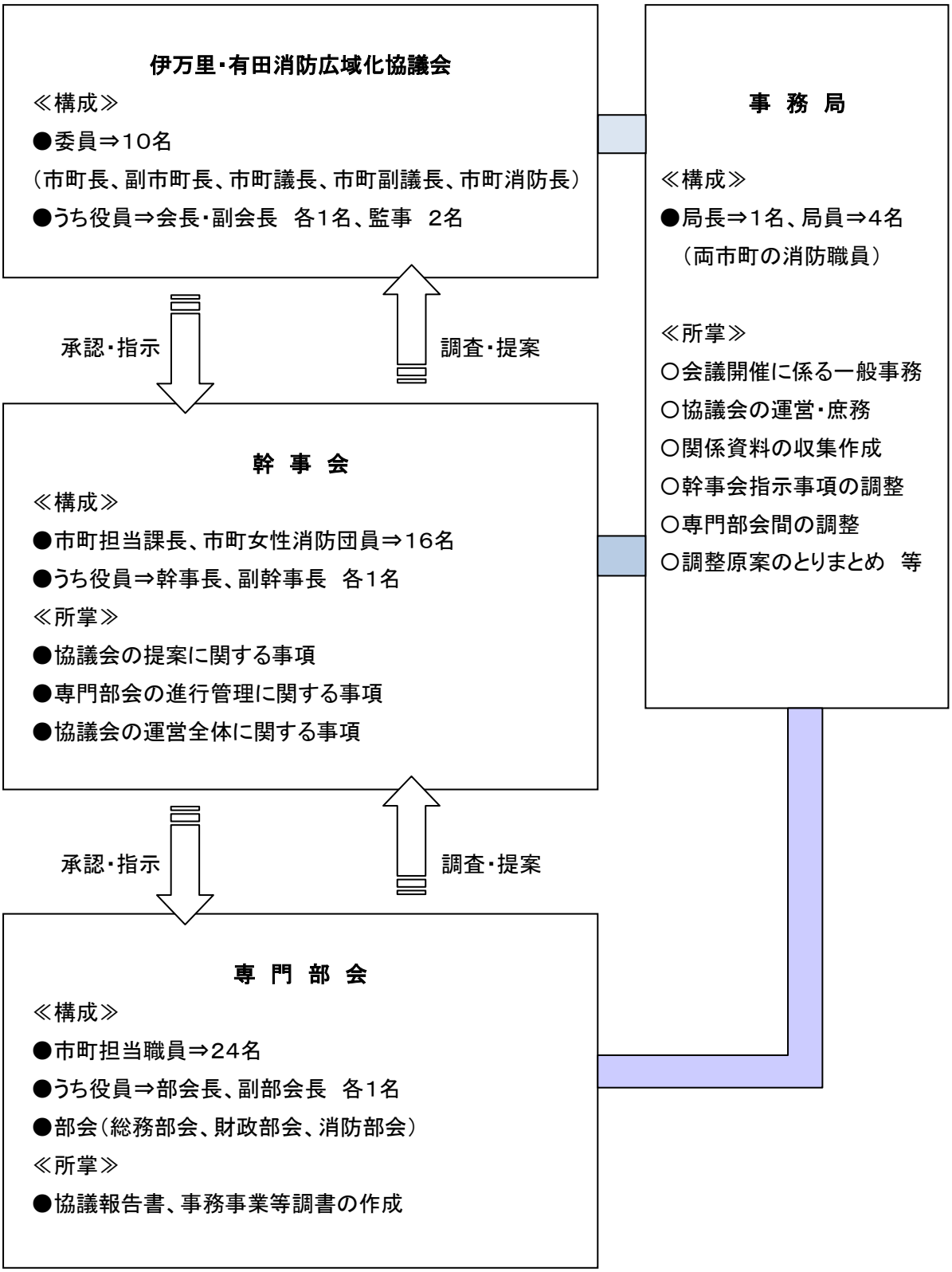
伊万里・有田消防広域化協議会の組織図